

## 難病の医療費助成制度について

難病の医療費の助成は「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法とします）に基づいて支給されます。難病法では次のような名称を用いています。

- 医療費が公費負担の対象となる難病を**指定難病**、指定難病に係る医療費を**特定医療費**と言います。
- 臨床調査個人票（医師の診断書）は都道府県もしくは政令指定都市の指定を受けた**指定医**が作成したもののみ有効です。

### <難病医療費助成対象サービスについて>

- 医療費助成対象となるのは、医療機関の所在する都道府県知事もしくは政令指定都市から指定された**指定医療機関**で受けた指定難病に関する下記の内容です。
- 対象になる医療・介護の範囲・・・

**医療の内容**：診察、薬剤、医学的処置、手術、その他の治療、居宅における療養上の管理、その他の看護等

**介護の内容**：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

なお、入院中における食事療養費については原則自己負担です。

**※ただし、下記の費用については助成の対象になりません。**

- ・ 指定医療機関以外で受診した医療費
- ・ 診断書料や入院中のベッド代などの公的保険の適用外の医療費
- ・ 認定されている指定難病以外の病気やけが等の医療費
- ・ めがねやコルセットなどの補装具や車いす等の費用
- ・ 鍼灸、マッサージ、柔道整復にかかった費用

## ＜特定医療費の自己負担額について＞

- 指定医療機関で支払う患者負担割合が総医療費の**2割**になります。（もともと1割の方はそのままです）。
- 医療保険における「世帯」の市町村民税（所得割）額により、自己負担上限額が設定されています。

自己負担上限額（月額）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担限度額（外来＋入院）		
			原則		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 （世帯）	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税額 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税額 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税額 25.1万円以上		30,000	20,000	

- 複数の指定医療機関を受診する場合は、各指定医療機関で支払った自己負担額の合計額に対し、自己負担上限額が適用されます。（入院・外来の区別はありません）  
一月の自己負担額の合計額が、受給者証に記載されている自己負担上限額を超えた場合は、それ以降の同月内の支払いがなくなります。
- 「心身障害者（児）医療費助成受給券」をお持ちの方は、窓口で患者本人が負担する金額は、「心身障害者（児）医療費助成受給券」に記載された自己負担額のみですが、**受給者証・管理手帳を一緒に指定医療機関に提示してください。**